

# 「大阪・摂津市 PFOA 汚染問題を考える会」規約

## (名称及び事務局)

第1条 本会は「大阪・摂津市 PFOA 汚染問題を考える会」と称し、事務局を以下に置く。

摂津市香露園 26-28 (摂津生活と健康を守る会内)

## (目的)

第2条 市民の命と健康と環境を守るために PFAS 汚染の危険性について学び、広く市民に知らせ、その実態を踏まえて、国・大阪府・摂津市・企業に対して必要な対策を行うよう運動をすすめる。

## (構成)

第3条 趣旨に賛同する団体・個人で構成する。

## (役員等)

第4条 次の役員、及び事務局を置く。

1. 会長
2. 運営委員 (若干名)
3. 事務局員 (若干名)

## (会議等)

第5条 総会、運営委員会、及び学習会を適宜行う。

## (財政)

第6条 構成団体、個人による寄付、賛同金をもって運営する。

## (施行細目)

第7条 この規約の施行に必要な事項は、別途定める。